

# 地位としての草履の出現

根 間 弘 海\*

## 1. 本稿の目的

本稿の目的は地位としての草履がいつ現れたかを調べることにあるが<sup>1</sup>, 寛政3年と6年の上覧相撲で行司が帯剣していたかどうかについても簡単に触れている。本稿では主として次のようなことを指摘している。

- (1) 木村庄之助が草履を履くことを許されたのは天明7年12月である。本場所で初めて草履を履いたのは天明8年4月である。7代木村庄之助はそれまで素足だった。
- (2) 9代木村庄之助が文政11年9月に幕府に提出した「相撲行司家伝」によると、5代木村庄之助と6代木村庄之助にも行司免許状が授与されている。その免許状には草履の授与も記述されている。しかし、その免許状は事実を正しく反映していないはずだ。というのは、天明7年12月以前には草履は地位を表す履物ではなかったからである。
- (3) 江戸時代には木村庄之助の襲名と同時に草履も許されていなかった。草履は吉田司家から授与されて初めて履くことができた。したがって、木村庄之助の襲

---

\*専修大学名誉教授

名と草履免許の日付は一致しないのが普通だった。

- (4) 寛政3年6月に上覧相撲が行われているが、木村庄之助が草履を履いていたかどうかは不明である<sup>2</sup>。文字資料の中には草履の記述を確認できていない<sup>3</sup>。絵図資料では草履を履いているものもあるし、そうでないものもある。今のところ、どれが真実を反映しているか不明である
- (5) 天保14年9月の上覧相撲が記述されている文書の一部を提示し、寛政3年から天保14年までの上覧相撲では行司の帯刀や式服は一定でなかったことを指摘する<sup>4</sup>。たとえば、寛政3年6月と6年5月の上覧相撲では帯刀し侍烏帽下に素袍だったが、文政6年4月の上覧相撲では無剣で麻上下姿であった。

草履の出現時期については拙著『大相撲行司の伝統と変化』(2010)の第3章「行司と草履」や『大相撲行司の軍配と空位』(2017)の第3章「文字資料と錦絵」などでも扱っているが、本稿では以前の論考よりも草履の許可年月を明確にしている。なお、本稿で扱う内容は以前の論考と類似しているため、扱う資料が重なり合うことも少なくない。

本稿の末尾では寛政3年6月と寛政6年5月の上覧相撲で行司が帯剣していたかどうかに関し、簡単に触れている。以前の論考では木村庄之助の帯剣に関し、それを認めることもあったし、そうでないこともあった。たとえば、拙著『大相撲行司の伝統と変化』(2010)の第3章「行司と草履」や『大相撲行司の軍配房と土俵』(2012)の第2章「上覧相撲の横綱土俵入りと行司の着用具」では帯剣を認めているが、拙著『大相撲立行司の名跡と総紫房』(2018)の第8章「露払いと太刀持ち」ではそれを否定している<sup>5</sup>。これまで私は木村庄之助の帯剣でぐらついていたが、この文書の記述で決着をつけることができたので、あえてここに取り上げることにした<sup>6</sup>。

## 2. 草履の許可年月

寛政元年11月に提出した寺社奉行所宛の文書に草履についての記述がある。

「 差上申す一札の事

今般吉田善左衛門追風殿より、東西谷風、小野川へ横綱伝授被致度、先年木村庄之助、場所上草履相用い候儀、先日善左衛門殿より免許有之、其節場所にて披露仕候例も御座候に付き、此度も同様披露仕度旨（後略）」

酒井著『日本相撲史（上）』（p.166）

この文書によると、木村庄之助は「先年」草履を履くことが吉田追風より許可されている。谷風と小野川に横綱が伝授されたのは寛政元年11月である。谷風と小野川が横綱を伝授されたときには木村庄之助（7代）にすでに草履を許可されている。それを確認できる資料がある<sup>7</sup>。

「 差上申す一札の事

今般吉田善左衛門追風殿より、東西谷風、小野川へ横綱伝授被致候、先年木村庄之助場所上草履相用い候儀先日善左衛門殿より免許有之、その節場所にて披露仕候例も御座候に付き、この度も同様披露仕たく旨、牧野備前守様へも願申上候処苦しかる間敷仰せ渡され、有難畏り奉り候、尤も横綱伝授の義は吉田善左衛門殿宅に於いて免許致され候儀に御座候、この段伝授牧野備前守様へも御届け申し上げ候、之に依って一札申上候。

寛政元年酉年11月26日

以上

勸進元	浦風林右衛門
差添	伊勢の海村右衛門
行司	木村庄之助煩雜に付代 音羽山峰右衛門

寺社奉行所様

(枘岡・花坂著『相撲講本』, p. 593)

木村庄之助（7代）が行司免許を授与されたことは文政11年に9月に9代木村庄之助が著した「相撲行司家伝」の中で述べられている。その免許状は天明7年12月の日付であり、房の色や草履のことが記されている。9代木村庄之助によれば、免許状の文面は5代木村庄之助に寛延2年8月付で授与されたものと同じだという。

「 免許状

無事之唐団扇 并紅緒 方屋之内 上草履之事 免之候 可有受用候 仍免許  
如件

本朝相撲司御行司

16代 吉田追風 印

寛延2年巳8月

江府

木村庄之助どの 』

酒井著『日本相撲史（上）』, p. 96)

つまり、木村庄之助（7代）が草履を履くことを許可されたのは、天明7年12月である。このことによってこれまで指摘してきた「先年」が明確になった。拙著『大相撲行司の軍配と空位』（2017）の第3章「文字資料

と錦絵」(p.77)ではその「先年」を「天明8年」としている。これは必ずしも正しい年月ではない。草履を履いた初めての本場所は天明8年4月(春場所)だが、行司免許の日付は天明7年12月である。

横綱土俵入りが本場所で最初に行われたのは寛政元年春場所だが、木村庄之助(7代)は天明8年の本場所2回ともすでに草履を履いていたことになる。横綱土俵入りの前に木村庄之助(7代)には草履を履くことが許可されていた。木村庄之助(7代)が草履を履いて務めた本場所は天明8年春場所だが、その草履は天明7年12月に許可されていた。木村庄之助(7代)が初めて草履を履いた本場所の錦絵もある<sup>8</sup>。

- ・ 幕内土俵入りの図，春好画，天明8年4月。池田編『相撲百年の歴史』(S45, p.10)。

木村庄之助は草履である。

これまでの拙稿では草履を履くようになったのは天明8年春場所だと指摘することが多かったが、「本場所」を強調すればそれは必ずしも間違いではない。しかし、草履を履くことを許されるようになったのは天明7年12月なので、それがより正確な年月ということになる。

### 3. 草履と素足の錦絵

天明期から寛政期にかけては7代木村庄之助を描いている錦絵がいくつかあるが、天明8年を境にしてそれ以前に書かれたものかそうでないかの判断が容易にできる。草履を履いていれば天明8年後であり、そうでなければ天明7年以前である。参考までに、そのいくつかを例示する<sup>9</sup>。

(a) 草履を履いて描かれている錦絵。これらの錦絵は天明8年以降に描かれている。

- ・ 「横綱授与の図」, 春英画, 寛政元年11月場所7日目の図, 堺市博物館制作『相撲の歴史』(p. 35)。  
これは谷風と小野川に横綱を授与する儀式を描いているが, 木村庄之助は土俵上で草履を履いている<sup>10</sup>。
- ・ 小野川と龍門の取組。春好画。寛政2年3月。ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p. 89)。  
行司は草履を履いている。行司名は記されていないが, 取組の力士から7代木村庄之助に違いない。
- ・ 雷電と陣幕の取組, 春英画, 寛政3年。酒井著『日本相撲史(上)』(p. 173)／堺市博物館制作『相撲の歴史』(1998, p. 45)。  
7代木村庄之助は草履である。

(b) 草履を履かずに描かれている錦絵。これら錦絵は天明7年以前に描かれている。天明期の7代木村庄之助は素足である。

- ・ 「日本一江都大相撲土俵入後正面之図」, 春章画, 版元鶴屋, 天明7年, 『江戸相撲錦絵』(p. 7)。  
行司は素足である。行司は背後から描かれているが, 土俵入りなので木村庄之助に違いない。
- ・ 筆ノ海と宮城野の取組, 春章画, 天明3年春場所, ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p. 24)。

- ・ 谷風と小野川立合い，春章画，天明2年春場所，堺市博物館制作『相撲の歴史』（1998，p.35）。  
木村庄之助は素足である<sup>11</sup>。

天明8年4月場所を境にして、なぜ7代木村庄之助が草履を履くようになったかは不明である。草履が地位を表す履物となっていることから、当時何らかの動きがあったはずだが、それを文献で確認することはできなかった。素足よりは草履が見栄えがいいし、上位行司にふさわしい履物であることは察しがつくが、それだけの理由だったのかどうかはわからない。どのような理由であれ、天明8年4月場所から草履が地位を表すシンボルと採用されるようになったことは確かである<sup>12</sup>。

#### 4. 「相撲行司家伝」の免許状

9代木村庄之助が文政11年（1828）11月付で「相撲行家伝」（別名「木村庄之助の先祖書」）を寺社奉行所に提出している。その中に5代木村庄之助から9代木村庄之助に次のような文面の行司免許状が授与されていることが記されている。7代木村庄之助の免許状を先に示したが、他の木村庄之助の免許状もその文面は同じである<sup>13</sup>。

木村庄之助の免許状の日付と在位期間は次のようになっている。

(1) 5代木村庄之助

在位期間	（番付表で確認できず）
免許状	寛延2年8月

(2) 6代木村庄之助

在位期間	宝暦4年～明和7年11月 <sup>14</sup>
免許状	(消失で不明)

## (3) 7代木村庄之助

在位期間	明和8年3月～寛政11年11月
免許状	天明7年12月

## (4) 8代木村庄之助

在位期間	寛政12年4月～文政7年正月
免許状	寛政11年3月

## (5) 9代木村庄之助

在位期間	文政7年10月～天保5年10月
免許状	文政8年3月

この免許状の日付と木村庄之助の襲名時期を比較すれば、その日付は異なっている。特に7代木村庄之助は襲名してから年月がかなり過ぎてから草履を許されている。草履を許される前は素足だったのだろうか、それとも足袋だったのだろうか。どうやら足袋だったこともあるし、素足だったこともあるようだ。履物と地位に何らかの関係があったかどうかは不明である。いずれにしても、7代木村庄之助は天明7年12月に行司免許を授与され、草履を初めて許されている。

ここで問題になるのは、5代木村庄之助と6代木村庄之助の履物である。7代木村庄之助が草履を履くことを許された初めての行司であれば、5代木村庄之助と6代木村庄之助は草履を履いていないはずである。これが事実だとすれば、5代木村庄之助と6代木村庄之助に授与された免許状の「草履」は正しくないことになる。それとも、この指摘は間違っているだ



ろうか。

本稿では、寛政元年の文書「差上申す一礼の事」や天明8年を境として草履の有無を確認できる錦絵があることから、本稿の指摘に間違いはないという立場である。そうすると、5代・6代木村庄之助の免許状にある「上草履」は事実即していないことになる。5代・6代木村庄之助が地位としての草履を履いていたという根拠は「相撲行司家伝」の記述以外に見当たらない。5代・6代木村庄之助は草履を履いていなかったため、履いていたことを裏付ける資料が見つかるはずがない。言い方を変えれば、「相撲行司家伝」で5代・6代木村庄之助に授与された免許状の「草履」は事実反するものである。

天明7年以前の錦絵を見ても、7代木村庄之助は素足である。5代・6代木村庄之助も草履を履いていたが、7代木村庄之助の時代になって一時的に草履から素足に変更されたという解釈があるかもしれない。しかし、それを裏付ける資料は見当たらない。そのような変更があったなら、天明7年12月に提出された文書や寛政元年12月に草履が吉田追風から許可されたという文書がすべてウソになってしまう。これらの文書や錦絵などを根拠にすれば、5代・6代の行司免許状の「上草履」は事実反していると判断せざるを得ない。

では、5代・6代の行司免許状の「上草履」はどのように捉えればよいだろうか。おそらく、それは7代木村庄之助の免許状に記された文面をそのまま5代・6代の行司免許状にも適用したからではないだろうか。この二人の木村庄之助に行司免許状が授与されたかどうかは不明だが、たとえそれが授与されたと仮定しても、その文面には「上草履」の表現はなかったに違いない。

9代木村庄之助によると、少なくとも6代木村庄之助の免許状は見えないという。それは消失しているからである。5代木村庄之助の免許状をじかに見たかどうかはわからない。5代木村庄之助には寛延2年8月に免

許状が授与されているので、実際は見えていないのではないかと推測する。単なる推測になるが、当時は足袋や草履は地位を表す履物ではなかったはずだ。履物に関しては、木村喜平次著『相撲家伝鈔』（正徳4年、1714）に述べてあるようなことが適用されていたかもしれない<sup>15</sup>。

・ 『相撲家伝鈔』（正徳4年、1714）の「草履の事」

「草履は田舎躰にて冬は用いることもあり。御前相撲などには無礼なり。夏は素足で、冬は草履を履かず、足袋ばかりにて致すべし。すべて草履はくことは無作法なり。」

これは正徳期のことを述べているが、明和期の頃までもそれが適用されたかもしれない。天明期以前の履物に関しては資料が乏しく、詳しく調べてないので確かなことは言えないが、5代木村庄之助の免許状の「上草履」は事実を正しく反映していないということを指摘しておきたい。

因みに、明和期に描かれた木村庄之助の絵図があり、足袋姿で描かれている<sup>16</sup>。

・ 酒井著『日本相撲史（上）』（p.95）

この絵図が示すように、明和期では地位としての草履はまったく確認できない。足袋は絵図などでときおり見られるが、やはり地位としての履きものではなかった。実際、天明7年までの錦絵では木村庄之助は素足で描かれている。これは明らかに足袋がそれまで地位として確立していなかったことを示している。足袋が地位として確立するようになったのは文政末期か天保初期である。

天明7年12月に草履が許されたとき、7代木村庄之助は素足からいきなり草履を許されたことになる。すなわち、足袋から草履になったのではな

く、素足から草履になったのである。草履を履くことに付随して足袋も履くようになった。これは拙著『大相撲の歴史に見る秘話とその検証』(2013)の第6章「足袋行司の出現と定着」で指摘してある。

## 5. 同じ画題の錦絵

画題「江都勸進大相撲浮世絵之図」の錦絵がある。谷風と小野川の取組が描かれている。

- ・ 「江都勸進大相撲浮世絵之図」<sup>17</sup>，春章画，版元鶴屋，寛政2年3月。  
 ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.89)。  
 行司は草履である。取り組んでいる力士の顔触れから、裁いている行司は木村庄之助（7代）である。

興味深いことに、この錦絵の年月は文献によって異なる。

- (a) 天明2年春場所、『相撲浮世絵』(p.67)。
- (b) 天明4年3月，ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.80)。
- (c) 天明8年春場所，堺市博物館制作『相撲の歴史』(p.36)。

これら3つの年月のうち、どれが正しいのだろうか。谷風と小野川の取組を描いた錦絵は天明期から寛政初期にかけていくつかあり、力士名、絵師、版元だけではその年月を特定することが難しい<sup>18</sup>。ところが、行司の足元に注目すれば、それが重要な手がかりとなることがある。木村庄之助が本場所で草履を履き始めたのは、天明8年4月である。そうになると、錦絵(c)の年月は正しくないことになる。

錦絵(a)と(b)では木村庄之助が草履を履いていないことから、天明7年11月以前の取組を描いている。しかし、具体的な年月を指摘するのは難しい。小野川が谷風に勝ったのは天明2年2月場所である<sup>19</sup>。それが話題を呼んで、錦絵にも描かれるようになった。しかも、それ以降、両力士は何度か対戦している。したがって、天明2年2月から天明7年11月までに描かれていることは確かだが、天明2年2月なのか、天明4年3月なのかは特定できない。草履や素足だけでは具体的な年月を特定することはできない。

ちなみに、画題「江都勸進大相撲浮絵之図」の錦絵には他にもいくつかある<sup>20</sup>。参考までに、その錦絵が確認できる文献を一つずつ示しておく。

- (a) ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.80)。絵図23番。
- (b) ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.80)。絵図24番。
- (c) ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.89)。絵図36番。
- (d) 学研『大相撲』(p.37)。
- (e) 柏戸と加治ヶ浜の取組を描いた錦絵(神戸市立博物館所蔵)<sup>21</sup>。

柏戸の最終場所は寛政3年11月で、加治ヶ浜は寛政3年4月に梶ヶ浜に改名している。力士名・柏戸と加治ヶ浜を考慮すれば、これは寛政2年11月の取組を描いている。柏戸は寛政3年11月に引退し、加治ヶ浜は寛政3年4月に梶ヶ浜に改名している。行司は草履を履いている。

これらの錦絵がどのように異なるかは、絵の細部を注意深く比較すればよい。たとえば、力士の取り組み方、行司の位置や状態などが異なっている。行司が素足であれば天明7年以前の錦絵であるし、草履を履いていれば天明8年以降の錦絵である。

古河著『江戸時代大相撲』(p.321)や酒井著『日本相撲史(上)』(p.99)に呼出しと行司だけの錦絵(春章画)があり、キャプションでは「寛政時

代」となっている<sup>22</sup>。また、土屋著『相撲』（挿絵21）では「天明年間」となっている。どちらのキャプションが正しいだろうか。

行司は木村庄之助とあるが、足元は素足である。木村庄之助（7代）が草履を許されたのは天明7年12月なので、この絵はそれ以前に描かれたことになる。したがって、キャプションとしては「天明時代」とするのが正しい。このように、木村庄之助の足元が草履なのか、それとも素足なのかによって、錦絵が天明7年12月以前に描かれたものか、それともその後描かれたものか判別できることがある。

## 6. 上覧相撲の草履

寛政3年（1891）6月から嘉永2年（1849）までに上覧相撲は6回開催されている。式守蝸牛著『相撲穩雲解』（寛政5年）の挿絵を見ると、寛政3年6月の上覧相撲では木村庄之助は素足である<sup>23</sup>。吉田追風が草履を履いていたことは上覧相撲の模様を著している文献で確認できるが、木村庄之助の履物は確認できない。履物に関する記述が見当たらないのである<sup>24</sup>。

天明8年2月以降の本場所なら木村庄之助は草履を履いているので、上覧相撲が本場所と変わらないのであれば草履を履いていたはずである。しかし、上覧相撲は特別な催しであることから、履物に何らかの制限があったかもしれない。その制限がどのようなものだったのかがはっきりしないのである。

寛政3年（1791）の上覧相撲の取組を描いた錦絵がいくつかある。たとえば、堺市博物館（制作）『相撲の歴史』（p.40）にもその一つがあり、錦絵の解説によれば、これは上覧相撲を大名邸の相撲場に置き換えて描い

ている。その置き換えが問題である。たとえば、上覧相撲の模様を描いている錦絵に木村庄之助の草履姿が描いてあっても、それが事実だったかどうかはわからないのである。上覧相撲を描いている絵図では素足で描いてあるものもある。そうすると、絵図を全面的に信頼できなくなる。今のところ、上覧相撲で木村庄之助が草履を履いていたのか、それとも素足だったのか、まだはっきりしない。どちらかが真実に違いないのは確かなので、ゆるぎない証拠が一つでも見つければ、木村庄之助の足元は必ず決着するはずだ。

## 7. 上覧相撲の行司の帯剣

上覧相撲の帯剣の有無や式服について触れている文書がある<sup>25</sup>。寛政3年や6月の上覧相撲だけでなく、天保14年9月の上覧相撲にも言及していて、帯剣だけでも変化していることがわかる。すなわち、上覧相撲によって帯剣することもあれば、そうでないこともある<sup>26</sup>。行司の式服や帯刀も行司免許と関係があったらしい。すなわち、行司免許を受けている行司とそうでない行司は式服の着用で区別があったようだ。そのようなことがこの文書には書かれている<sup>27</sup>。

この文書は「相撲上覧一件」（天保14卯年9月28日の記）にもあり、古河著『江戸時代の相撲』(pp. 350-1) に引用されている<sup>28</sup>。古河著ではルビがあり、読みやすいように工夫もされている。

「 上覧之節、相撲行司、式服相用度旨申立候儀に付相伺候書付

此度相撲上覧之節、関相撲兩人之内、不知火諾右衛門儀は細川越中守御家来吉田善左衛門事追風と申者より横綱之免許請、土俵入之節は禪の上へ注連縄を掛罷

出候積に有之、去、文政六未年相撲上覧之節は横綱之者無之候付、行司之者麻上下着用無劔に而罷出候へども、去寅年〔文政13年：拙稿補足〕上覧之節は横綱之者兩人有之、其節先格取調候処、寛政度〔寛政3年と寛政6年：拙稿補足〕上覧之節は横綱之者兩人罷出、右追風は立烏帽子狩衣服、行司都而素袍帯劔にて罷出候間、右寅年〔文政13年：拙稿補足〕も免許受候行司五人は、素袍にて罷出候様仕度旨、相撲年寄ども申立、且追風は国元に罷出候へども相撲式之儀は同家来之内、引請罷在候者も有之、聊差障無之候旨、彌右装束相用候様相成候はば、烏帽子素袍は越中守より可貸渡旨申聞、帯劔之儀相尋候処、右は木劔相用候旨申立候間、其節小笠原相模守殿に相伺候処、伺之通被仰渡候、然る所前書横綱之者兩人家業相濟、當時〔天保14年：拙稿補足〕外に横綱一人有之、此度〔天保14年：拙稿補足〕之儀も免許受候行司五人有之候間、前書之通素袍に而罷出候様仕度旨、相撲年寄共申立候付、先格之通右之服木劔とも相用候様申可付候哉、此段相伺候、以上。

卯〔天保14年：拙稿補足〕九月

阿部遠江守

相撲上覧之節、行司式服相用候儀伺之通可被相心得候事。 』

これは簡単にまとめると、次のようになる<sup>29</sup>。

(a) 寛政3亥年6月と寛政6寅年5月

横綱は2名いた。行司はすべて素袍で帯劔した。この帯劔が真劔なのか、木劔なのか必ずしも明白でないが、他の文献から「木劔」であることが確認できる<sup>30</sup>。

(b) 文政6未年4月

横綱は不在だった。行司はすべて麻上下で無劔である。

(c) 文政13寅年3月

横綱は2名いた。免許行司の5名は素袍で木劔である。他の行司の式服は不明。

## (d) 天保14卯年9月

横綱は1名である。免許行司の5名は素袍で木剣である<sup>31</sup>。他の行司の式服は不明。

横綱の有無によって行司の帯剣の有無が決まっているが、なぜなのかわからない。上覧相撲によって行司は帯剣したりしなかったりしている。また、免許を受けた行司は素袍で帯剣しているが、そうでない行司は麻上下だったようだ。行司の式服が横綱の有無や行司免許によって決まっているが、それは必ずしも一貫していない。というのは、寛政3年と6年ではすべての行司が素袍で帯剣しているが、文政14年と天保14年では行司免許を受けた者だけが素袍で帯剣している。

いずれにしても、寛政3年と6月には行司は素袍で帯剣していたことがこの文書で再確認できた。この上覧相撲を描いている絵図では、多くの場合、行司は無剣で描かれているが、絵図は事実を正しく描いていないことがはっきりした。それに、上覧相撲では木剣が許されることもわかった。私は文献で帯剣が許されていたことは認識していたが、絵図と矛盾することから、あえてその帯剣を認めなかった。この文書が真実を表しているなら、文献の帯剣も真実である。逆に、絵図は真実を描いていなかったことになる。それにしても、絵図ではなぜ無剣で描かれているのか不思議である。

## 8. 今後の課題

木村庄之助が最初に地位としての草履を授与されたのは、天明7年12月である。また、本場所で初めて草履を履いたのは、天明8年春場所である。天明期には草履を履いた錦絵とそうでない錦絵が描かれているが、天明7



年12月を境にしてその区別をすることができる。木村庄之助が素足であれば、天明7年以前に描かれたものであるし、草履であればそれ以降に描かれたものである。もちろん、具体的な年月を確定するには、草履だけでなく他の要素も考慮しなければならない。

寛政3年から天保14年までに上覧相撲が6回開催されているが、少なくとも寛政3年6月と寛政6年5月の上覧相撲では木村庄之助の足元を確認できる記述が見つからない。錦絵では草履が描かれているものもあるが、その錦絵はほとんどの場合、上覧相撲が開催された土俵そのものではなく、大名屋敷の土俵であったり本場所の土俵に似せてあったりしている。そのため、その信ぴょう性に疑いが生じてしまう。草履に関して言えば、上覧相撲を描いていると称される錦絵は必ずしも信頼できるものではない。

今後は本稿で述べていることが真実であるかどうかを一つ一つ論証することである。たとえば、「相撲行司家伝」の5代・6代木村庄之助に授与されたとする行司免許状の文面に「上草履」が記されていたかどうかを吟味する必要がある。本稿ではそれを否定しているが、それは正しい判断だろうか。もしそれが正しければ、「相撲行司家伝」の行司免許状そのものが真実でない可能性がある。逆に、本稿の指摘が間違っていれば、本稿で論証したことそのものも間違っていたことになる。どちらに軍配が上がるかは、今後吟味する必要がある。

本稿の草履と直接関係ないが、天保14年9月の上覧相撲に関する一つの文書を本稿の末尾に提示してある。これは古河著『江戸時代の大相撲』に提示されているものの引用である。帯剣や式服について述べており、文書の内容が真実であれば上覧相撲の帯剣や式服のことなどに明確な答えが出る。しかも、上覧相撲によって帯剣や式服にも変化があったことがわかる。そういう意味で、この文書の真実性を今後は吟味しなければならない。帯剣や式服だけでなく、その変化が横綱の有無と密接な関係にあることも指摘されている。それが真実であるかどうかやはり吟味する必要がある。

本稿では、草履が初めて許された年月の確定に焦点を当てているので、草履のその後の進展についてはまったく触れていない。天明7年12月から現在までの草履の経過に関心があれば、それはやはり別の関心事なので、改めてそれは調べなければならない。

## 注

- 1 地位としての草履を許されたのは木村庄之助なので、本稿ではそれがいつ許されたかという出現時期だけに焦点を当てている。草履を許された後、それがどのような変遷を経て現在に至ったかについてはまったく触れない。さらに、木村庄之助以外の草履についてもまったく触れない。
- 2 当時、木村庄之助以外の行司には草履は許されていないはずだ。式守伊之助に草履が許されていたかどうかは不明だが、許されていない可能性が高い。
- 3 上覧相撲を記した文書では吉田追風が草履を履いていたことは記されているが、木村庄之助が草履を履いていたことを確認できる記述は見当たらない。木村庄之助は天明8年以降の本場所では草履を履いていた。本場所で草履を履いていたことから上覧相撲でも履いていたはずだと思いたいが、それをまだ文書では確認できないのである。文書では吉田追風以外の行司の履物については何も記述されていない。
- 4 寛政3年6月から嘉永2年4月までに上覧相撲は全部で7回開催されている。天保14年9月の文書ではそれまでの6回の上覧相撲についても述べている箇所がある。
- 5 行司が帯剣して会場まで行ったことは文献で確認していたが、取組を裁くとき真剣を携帯していなかったのではないかという疑問が頭をかすめていた。上覧相撲を描いている絵図資料でもほとんどが素足で、無剣である。真剣の代わりに木剣だったことを再確認できたのは、天保14年9月の上覧相撲を記した文書である。寛政3年6月の上覧相撲を記した文献でも「木剣」のことは確認していたが、結果的にそれを間違っ て解釈していたことになる。
- 6 この文書でも草履に関する記述は見当たらない。したがって、寛政3年と6年の上覧相撲で木村庄之助が草履を履いていたかどうかは、依然として不明である。
- 7 この文書は他の文献でも見られる。たとえば、酒井著『日本相撲史(上)』(p.166)もその一つである。拙著『大相撲行司の軍配房と土俵』(2012)の第2章「上覧相撲の土俵入りと行司の着用具」には上覧相撲に関する文書資料や絵図資料がたくさん提示されている。なお、引用では字句を少し変えてある。
- 8 最近(平成30年2月)、相撲錦絵の展示場でこの錦絵「土俵入りの図」が展示されていたが、そのキャプションが「天明2年から7年」となっていた。これは間違いである。この錦絵では木村庄之助が草履姿で描かれているので、「天明8年春場所」あるいは「天明8年春場所以降」とするのが正しい。草履に注目すれば、錦絵が天明8

- 年以降に描かれたものであることが容易にわかる。
- 9 本稿では版權を考慮し、相撲錦絵を一切掲載していない。江戸時代の著作物であれば版權に触れないが、他の文献に掲載されている場合、それを使用するにはやはり制限がある。本稿で提示している錦絵は他の文献で容易に確認できるので、少し面倒でもその文献に直接触れることを勧める。そのための出典は詳しく記されている。
- 10 「土俵上で谷風、小野川に横綱が授与された後、一人ずつ土俵入りを行った。」(酒井著『日本相撲史(上)』, p.100)。吉田著『原点に返れ』(p.153)では横綱が土俵している間、露払いと太刀持ちが土俵下で控えたと表されているが、これは事実でない。それを裏付ける証拠はまだ見つかっていない。つまり、太刀持ちだけが控えていたかもしれない。これに関しては、たとえば拙著『大相撲立行司の名跡と総紫房』(2018)の第8章「露払いと太刀持ち」でも扱っている。寛政3年の上覧相撲では確かに露払いと太刀持ちがともに同伴しているが、本場所ではいつから二人が同伴するようになったかは、今のところ、はっきりしない。寛政3年の上覧相撲で同伴者の一人が太刀を携えていたかどうか不明である。これに関しては、たとえば三木・山田著『相撲大観』(p.354)でも触れている。
- 11 7代木村庄之助は軍配を左手に持っているが、左利きだったかどうかは不明。左手に軍配を持って描いてある錦絵は非常に少ない。確認できたのは二つだけである。他の錦絵では右手に持っている。左利きだったかもしれないが、軍配は右手に持って裁くように変えたという見方もできる。
- 12 本稿では天明期以前の5代庄之助と6代庄之助の履物についてはあまり触れないが、絵図で見ると足袋を履いていることが多い。明和の頃には足袋を履いているが、天明期になると7年までは素足になっている。木村庄之助は天明7年12月に草履を許されている。
- 13 この免許状は、たとえば吉田著『原点に還れ』(p.134)にも見られる。寛延年中に丸山権太左衛門、伊勢ノ海奥右衛門、木村庄之助(5代)が吉田司家の故実門人に差し加えられたことが事実なら、木村庄之助に免許状が授与されたことも事実かもしれない。しかし、免許状にあるように、当時は上草履を履いていないことから、免許状の文面には事実と反することが記述されていたことになる。
- 14 在位期間は『大相撲人物大事典』(2001)の「木村庄之助代々」(p.686)に基づく。
- 15 木村喜平次は吉田追風と異なる行司の家である。正徳の頃、吉田追風が履物に関して木村喜平次と異なる見解の持ち主だったどうかはわからない。5代木村庄之助に授与したとされる免許状に誤って草履の記述があることから、寛延の頃の履物に関して地位としての草履はなかったはずだ。
- 16 酒井著『日本相撲史(上)』(p.99)に「寛政時代の呼出・行司風俗」とキャプション付きの絵図が掲載されている。行司は素足である。行司名は記されていない。もしその行司が木村庄之助であれば、この絵図は天明7年以前に描かれたものである。つまりキャプションの説明は正しくない。しかし、木村庄之助以外の行司であれば、キャ

ブションは必ずしも間違いではない。なぜなら寛政時代から文政末期までは草履を履かない行司は素足だったからである。

- 17 この錦絵は天明8年の「江都勸進大相撲浮世絵之図」とよく似ているが、行司の位置や力士の顔の位置が違う。複製に近いが、一部改作である。なお、ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.112)に「新版浮世絵勸進大相撲之図」(英泉画)が掲載され、キャプションに「文政9年(1826)頃」とあるが、裁いている行司は8代木村庄之助の肖像画とよく似ている。もしこの判断が正しければ、この錦絵は文政7年(1824)以前の取組を描いていることになる。
- 18 ビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(p.84)におもちゃ絵「大相撲似顔」が掲載されている。天明8年4月のキャプションがあり、行司は素足である。力士名を見れば確かに天明4年4月の番付に合致する。行司名は記されていないが、木村庄之助として判断して間違っていないはずだ。両側に谷風と小野川が位置しているからである。この春場所ですすでに木村庄之助は草履を履いている。そうなると、この絵は番付だけに基づいて描いたことになる。本場所を注意深く観戦した後に描いたならば、草履を履いた絵になったかもしれないが、本番前に描いたなら素足で描いても不思議ではない。素足から草履へ変わる過渡期なので、このような誤りが起きたかもしれない。
- 19 酒井著『日本相撲史(上)』(pp.146-7)にも両力士の対戦に関する記述がある。それまで谷風は他の力士を寄せつけなかったが、小野川がその谷風に勝利したのである。
- 20 この画題とよく似た画題「新版浮世絵勸進大相撲之図」(浜斉英画、総州屋版)がある。これは、たとえばビックフォード著『相撲と浮世絵の世界』(絵図23番, p.112)／『江戸相撲錦絵』(p.20)にも掲載されている。取り組んでいる力士は不明だが、行司は9代木村庄之助である。この錦絵の年月に関して『相撲と浮世絵の世界』は文政4年(1826)とし、『江戸相撲錦絵』は文化期としているが、いずれが正しいかはわからない。年月特定のヒントは刻印、版元、絵師などにあるかもしれないが、まだ調べていない。
- 21 この錦絵が掲載されている出典はわからないが、たまたまパソコンに掲載されていて、その所蔵先が神戸市立博物館となっていた。現在でもその博物館が所蔵しているかどうかはまだ確認していない。
- 22 この錦絵は相撲博物館に所蔵されていて、それを見せてもらった。行司名「木村庄之助」も確認できる。古河著と酒井著に掲載されている錦絵ではこの行司名が不鮮明である。しかし、他の錦絵などを参照すれば、風貌から木村庄之助(7代)だと容易に判断できる。
- 23 式守著『相撲穩雲解』(寛政5年)に描かれている挿絵は行司の装束、無剣、素足などを正しく描いているかどうかを吟味する必要がある。天保14年の天覧相撲を著わした文書の信ぴょう性が高いからである。さらに付け加えると、寛政3年と6年の上覧相撲を著した吉田司家の文書でも行司の式服や帯剣のことが細かく記されているが、

- それば『相撲穩雲解』（寛政5年）の挿絵とはかなり異なっている。私は現在、天保14年の天覧相撲について記述してある文書が真実に近いと考えている。
- 24 寛政3年の上覧相撲を表した文献はいくつかある。残念ながら、木村庄之助が草履だったのか、素足だったのかを確認できなかった。草履の行司を描いた錦絵はあるが、上覧相撲を本場所になぞらえているため、正確さにかけている。たとえば、本場所と上覧相撲では行司装束に違いがあったことは文献で確認できるが、錦絵は本場所の装束をそのまま描いている。上覧相撲では侍烏帽子に素襖だったが、錦絵では袴装束で烏帽子をかぶっていない。錦絵では木村庄之助は草履を履いて描かれていることが多いが、式守蝸牛著『相撲穩雲解』の絵図では素足である。
- 25 この文書は残念なことに、木村庄之助だけでなく他の行司の足元についても言及していない。これをここで掲載するのは、上覧相撲で木村庄之助が帯剣して取組を裁いていたかどうかに関し、決着をつけることができるからである。
- 26 「帯剣」といっても、上覧相撲では「木剣」のことを指しているはず。6回の上覧相撲で行司が真剣を携帯して取組を裁いたことがあるかどうかは不明だが、おそらく携帯できなかったはずだ。ここではもちろん、嘉永2年4月の上覧相撲は入っていない。
- 27 この文書に述べてあることが真実であれば、寛政3年と6年の上覧相撲では木村庄之助だけでなく、他の行司もすべて帯剣していたことになる。この文書は上覧相撲を扱った相撲の本、たとえば舛岡・花坂著『相撲講本』（復刻版、pp.635-6）でも見られる。
- 28 この文書「相撲上覧一件」は、たとえば、常陸山著『相撲大鑑』（pp.573-4）や舛岡・花坂著『相撲講本』（p.635）などでも見られる。
- 29 享和2戊辰12月にも上覧相撲が行われているが、その時の式服などは文政6年4月の場合と同じだったに違いない。横綱が不在だったからである。
- 30 文書「上覧行事の式」では「行司14人素袍にて侍烏帽子木剣を帯し、（後略）」とある。この文書は、たとえば古河著『江戸時代の相撲』（p.229）でも見ることができる。將軍の目の前で行司が真剣を携行することは許されなかったはずだ。
- 31 当時の12代木村庄之助は、実際は、この天覧相撲に出場していない。病気だった（『大相撲人物大事典』、p.688）。

## 参考文献

- 荒木精之、『相撲道と吉田司家』、相撲司会、1959（S34）。
- 池田雅雄（編）、『写真図説相撲百年の歴史』、講談社、1970（S45）。
- 『江戸相撲錦絵』（『VANVAN 相撲界』（1986年新春号））、ベースボール・マガジン社。
- 金指基、『相撲大事典』、現代書館、2002（H13）。
- 酒井忠正、『日本相撲史』（上・中）、ベースボール・マガジン社、1956（S31）／1964（S39）。

堺市博物館(制作),『相撲の歴史一境・相撲展記念図録一』,境・相撲展実行委員会,1998 (H10) 3月。

式守蝸牛,『相撲隠雲解』(写本),1973(寛政5年)／『VANVAN 相撲界』(秋期号)に収録,1983(S58)。

『相撲』編集部,『大相撲人物大事典』,ベースボール・マガジン社,2001(H13)。

『図録「日本相撲史」総覧』(別冊歴史読本),新人物往来社,1992(H4)。

『相撲浮世絵』(別冊相撲夏季号),ベースボール・マガジン社,昭和56年(1981)6月。

立川焉馬撰,『角觥詳説活金剛伝』(写本),1828(文政11年)。

立川焉馬序文・歌川国貞画,『相撲櫓太鼓』,1844(天保15年)。

土屋喜敬,『相撲』,法政大学出版局,2017(平成17年)。

戸谷太一(編),『大相撲』,学習研究社,1977(S52)。(本稿では「学研(発行)」として表す)

根間弘海,『大相撲行司の伝統と変化』,専修大学出版局,2010(H22)。

根間弘海,『大相撲行司の世界』,吉川弘文館,2011(H23)。

根間弘海,『大相撲行司の軍配房と土俵』,専修大学出版局,2012(H23)。

根間弘海,『大相撲の歴史に見る秘話とその検証』,専修大学出版局,2013(H25)。

根間弘海,『大相撲行司の房色と賞罰』,専修大学出版局,2016(H28)。

根間弘海,『大相撲行司の軍配と空位』,専修大学出版局,2017(H29)。

根間弘海,『大相撲立行司の名跡と総紫房』,専修大学出版局,2018(H30)。

肥後相撲協会,『本朝相撲之吉田司家』,1913(T2)。

常陸山谷右衛門,『相撲大鑑』,常陸山会,1914(T3)。

ビックフォード,ローレンス,『相撲と浮世絵の世界』,講談社インターナショナル,1994(H6)。英語の書名は SUMO and the Woodblock Print Masters (by Lawrence Bickford) である。

古河三樹,『江戸時代の大相撲』,国民体育大会,1942(S17)。

古河三樹,『江戸時代大相撲』,雄山閣,1968(S43)。

柗岡智・花坂吉兵衛,『相撲講本』(復刻版),誠信出版社,1978(S53)／オリジナル版は1935年(S10)。

三木貞一・山田伊之助(編),『相撲大観』,博文館,1902(M35)。

雪の家漁叟記,『木村瀬平』,清和堂製,1898(M31)。(著者は鎗田徳之助の筆名)。

吉田追風,『ちから草』,吉田司家,1967(S42)。

吉田長孝,『原点に還れ』,熊本出版文化会館,2010(H22)。